

策定日：令和 2 年 2 月 8 日  
変更日：令和 6 年 3 月 28 日  
サンヨーコンサルタント株式会社

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

**目標 1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする**  
男性社員・・・取得率を 30%以上にすること  
女性社員・・・取得率を 80%以上にすること

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、社内ホームページにパンフレットを掲載対象社員を把握した場合は、制度の周知を行う
- 令和 4 年 4 月～ 従業員やその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合、その従業員に個別に育児休業に関する制度の周知及び制度利用の意向確認を実施する
- 令和 5 年 5 月～ 各職場における求職者の業務カバー体制の検討(業務体制の見直しなど)・実施

**目標 2：小学校入学前までの子を持つ従業員の短時間勤務制度を導入する**

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和 2 年 7 月～ 制度導入  
部門間連絡会議により、社員への短時間勤務制度の周知

**目標 3：令和 6 年度における年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 10 日以上とする**

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 4 年 5 月～ 衛生委員会にて、毎月の年次有給休暇の取得状況を各部門長に通知、取得推進のアナウンスを行う